

地域の活性化における 公共図書館の役割

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科 教授

みない
葉袋 秀樹

1

新しい図書館のイメージ

公共図書館とは、地域の住民が利用できるように、地方公共団体（都道府県、市町村等）が、それぞれの地域に設置する図書館である。公共図書館の設置及び運営については、図書館法と公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準で定められており⁽¹⁾、一般には地方公共団体の教育委員会が所管している。

本稿では、地域の活性化における公共図書館の役割と可能性について考える。

（1）公共図書館の2つのイメージ

現在、公共図書館（以下、図書館という）には、2つのイメージがある。1つは、一般の自治体職員の持つイメージで、「小説や実用書があり、地域の読書好きな人々が小説や子どもの本を借りる所」である。図書館職員は「本の貸出手続きをする人々」である。利用者が多く、住民に喜ばれ、その要望が強い。地域の人々に読書の機会を提供している点で評価されている。行政の姿勢は消極的な場合もある。

これに対し、最近普及しつつある、もう1つのイメージがある。それは、小説や実用書や子どもの本に加えて、「専門書、雑誌記事、新聞記事やインターネットが利用でき、自治体行政、学校教育、子育て、地場産業、医療・健康、法律などに関する地域の人々の課題を解決するための資料や

情報が得られる所」である。図書館職員の主な仕事は「必要な資料や情報の探し方を援助すること」である。読書好きな人々だけでなく、課題をもち、調べものを必要とする人々が利用している。利用者が多いだけでなく、地域や自治体に貢献している点が評価されている。行政の姿勢は能動的・積極的である。主なキャッチフレーズは「暮らしと仕事に役立つ」「課題解決の支援」である。

この2つのイメージは実際の図書館を反映している。歴史的には、前者から後者が発展してきた。前者が多くの利用者に利用され、親しまれてきた点は評価されるべきで、今後も必要である。したがって、前者から、前者の長所を活かした後者へ発展する「発展のプロセス」として捉える必要がある。

（2）基礎としてのレファレンスサービス

「課題解決支援」を支えるサービスに、レファレンスサービスがある。レファレンスサービスとは、「特定の資料や情報を求める利用者に対して、その資料や情報を探し出して提供し、探し方を案内するサービス」である。現在では、インターネットを活用した、雑誌記事、新聞記事、データベース等の提供が重要になっている。

レファレンスサービスへの積極的な取組が始まったのは1990年代で、その後1990年代末から課題解決支援に取り組むようになった。最近では、大阪市立図書館など、情報検索のために商用データベースを提供する公共図書館が増加している。

レファレンスサービス等の図書館サービスを支

える仕組みとして図書館ネットワークがある。市町村立図書館は、都道府県立図書館や国立国会図書館とネットワークを形成していて、他の図書館が持つ資料も取り寄せて提供することができる。

(3) 課題解決支援サービスの種類

課題解決支援サービスには、一般に、①行政支援、②学校教育支援、③子育て支援、④ビジネス支援のほか、⑤医療・健康情報や⑥法律情報の提供がある。①行政支援とは、自治体職員や地方議会議員が行政運営や政策立案を行う際に必要になる資料や情報を図書館が提供すること、②学校教育支援とは、学校の教職員が授業、生徒指導、学校運営等で必要とする資料や情報を提供すること、③子育て支援とは、従来の子どもの読書のための資料の提供に加えて、親が子育てのために必要とする資料や情報を提供すること、④ビジネス支援とは、民間企業に勤める人々が仕事に必要とする資料や情報を提供することである。これには、新しく会社を作る「起業」の支援も含まれる。

以上は、特定の職業や立場に立つ人々に対するサービスであるが、このほか、特定の主題に関するサービスとして、⑤医療・健康情報と⑥法律情報の提供がある。前者は、高齢化社会の到来による医療・健康に対する関心の高まり、後者は、法律上のトラブルの増加や裁判員制度の導入等による、法律に対する関心の高まりを契機として取り組まれている。

ビジネス支援に取り組んでいる図書館の関係者によって、ビジネス支援図書館推進協議会⁽²⁾が設立されており、ビジネス支援のための研究会や職員研修等を行っている。地方や町村では、主要産業が農林水産業であることから、ビジネス支援ではなく、「地場産業支援」として、農業等の支援に取り組む場合もある。この例として、小山市立図書館の農業支援がある。

②学校教育支援や③子育て支援は、小規模な自治体でも行われており、その他のサービスも、大規模な自治体の図書館から、徐々に中小都市の図書館に広がりつつある。

(4) 課題解決支援サービスの方法

これらのサービスは、一般に、次のような方法で行われている。①地域社会の人々の調査研究に対するニーズについて調査する。②図書館のレファレンスサービスを充実し、利用者が地域の課題とその解決に関する資料や情報を探すのを援助する。③地域の課題に関する図書、雑誌、新聞、パンフレット、データベース等を系統的に収集する。④利用者が利用しやすいように、地域の課題に関する資料を集めたコーナー等を作り、資料・情報リスト(パス・ファインダー)を作って配布する。⑤地域の行政機関・民間団体がイベントや講演会・セミナーを行う場合、図書館は連携して、会場でそのテーマに関する図書資料を展示し、資料・情報リストを配布する。⑥これらのサービスに関する情報を、図書館のウェブサイトから発信する。

このようなサービス方法を取れば、どのようなテーマについても、必要な資料や情報を収集・提供することができる。このようなサービスは、個別には、これまでも行われてきているが、それを体系化し、一貫したものとすることによって充実を図ろうとするものである。このような取組を、以下では「図書館改革」と呼ぶ。

(5) 『これからの図書館像』(2006)

課題解決支援サービスとそのための図書館運営の在り方を示した提言として、『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)』(2006)⁽³⁾⁽⁴⁾がある。これは、文部科学省生涯学習政策局社会教育課に設けられた「これからの図書館の在り方検討協力者会議」が発表したものである。この報告は、全国各地の課題解決支援サービスの先駆的な取り組み⁽⁵⁾をもとに、その考え方を体系化している。図書館の進むべき方向をはっきり示しているため、図書館の事務系管理職や先進的な司書の間で非常に好評で、この報告を契機に、各自治体で、同様の「図書館像」⁽⁶⁾や「アクションプラン」⁽⁷⁾などを定める例が生まれている。

(6) デジタル情報の活用

『これからの図書館像』では、従来の紙の資料とデジタル情報を同時に併用できる図書館を想定している。紙の資料とデジタル資料の「雑種」という意味で、ハイブリッド図書館と呼んでいる。その後、さらに情報の電子化が進んでおり、個人が利用できるデジタル情報の量が增大している。図書館は、デジタル情報の利用を進めるために、デジタル情報の組織化と保存を行い、地域住民や自治体職員に対するデジタル情報活用能力の講習会や研修を行う必要がある。

(7) 図書館の評価

従来の図書館では、主に貸出冊数の大小によって評価が行われてきたが、その際には、貸出冊数が多い図書館では他のサービスも充実していると見なされてきた。しかし、現在の公共図書館では、課題解決支援サービスを含むさまざまなサービスを実施しているため、貸出以外のさまざまなサービスを実施しているかどうかを評価することが必要である。この点に関する適切な評価方法や評価基準の作成が求められている。

(8) 図書館の格差

ただし、図書館には、①法律上の規制が少なく、自治体の裁量の範囲が大きい、②自治事務であり、どの程度取り組むかは自治体の任意である、という特徴がある。その結果、図書館改革に熱心な自治体とそうでない自治体に分かれる傾向がある。これが、冒頭で述べた公共図書館の2つのイメージに対応している。

2

まちづくりと図書館

(1) 図書館の変化の背景

1970～1980年代の公共図書館では貸出サービスが中心であり、1990年代からレファレンスサービスが積極的に取り込まれ、1990年代末から、課題解決支援サービスが始まった。

このような変化が生じた背景として、次のような要因が考えられる。①1990年以後の地方公共団体の財政困難の結果、これまでのような貸出中心の図書館に多くの予算を投入することが難しくなり、より明確に地域社会に役立つ図書館活動が求められるようになった。②財政困難、高齢化、地方分権等によって、人々の生活や地域に解決すべき課題が増えてきた。③図書館の規模が増大し、資料が蓄積され、レファレンスサービスに取り組む図書館が増加したため、司書の力量が高まり、情報サービスが提供できるようになってきた。④新任図書館長研修等によって、図書館の事務系管理職に新しい考え方が普及したため、事務職と司書の連携・協力ができるようになった。

(2) 図書館改革の担い手

このような図書館の改革を担ってきたのは、2種類の図書館職員である。1つは、図書館司書であるが、自治体行政や図書館経営について学習し、事務職との協力・連携の経験を積んだ「行政・経営がわかる司書」である。他の1つは、事務系職員であるが、図書館サービスに触れて、その意義を学び、図書館に関する研修を受けて、図書館の意義を認識した「図書館がわかる事務職」である。このうちの片方だけでも、改革は可能であるが、両方が揃うと、図書館改革は急速に進む。

従来は、ともすれば、図書館は司書の職場という印象があり、事務系管理職は、司書に遠慮して、仕事を司書に任せ、司書は、司書だけの考え方で行動する傾向があった。新しい図書館サービスは、司書と事務職の理解と協力によって進められている。地域の課題を考え、他の部局と連携するための方策を練る点では、事務系職員の役割が大きい。

事務系職員の協力によって、司書もその力量を十二分に発揮することができる。

(3) 自治体行政における図書館の役割

この結果、自治体行政において図書館が果たす役割が明確になってきた。

第一に、図書館の目的が明確になってきた。従

来は、図書館の機能は資料提供とされ、目的がやや不明確であった。従来の住民の読書のための資料の提供に加えて、住民の課題解決を支援することが加わったため、目的が明確になり、自治体行政との関係も明確になった。

第二に、この結果、図書館サービスの成果が明確になってきた。調べものを援助することによって課題が解決され、その成果として、各種の提案や解決策、特許や新製品が生まれていることが明らかになった⁽⁸⁾。その一例が、伊万里市民図書館を活用して生まれた有田焼の万華鏡と万年筆である。これらは知識の創造に当たり、大阪市立図書館のように、知識創造型図書館をめざす図書館も出てきている。

(4) 図書館と地域・自治体行政組織

このような取組によって、図書館と地域や自治体行政組織との関係が密接になってきた。

第一に、従来の図書館は、一般に個人の利用者を対象としていたが、自治体の各部局、学校等の機関、商工会議所やJA等の民間団体、さまざまな住民グループに属する人々がサービス対象となった。これによって、地域の人々に調査研究に対するニーズがあることが明らかになった。

第二に、図書館と自治体の各部局や地域の民間団体との間に連携・協力関係が生まれた。これまでは、図書館と協力関係があるのは、子どもの読書や郷土史等の特定の分野に限られてきた。新しい図書館では、あらゆる分野の部局や団体との連携・協力の可能性がある。

(5) まちづくりと図書館

ここでは、まちづくりを「地域の課題解決や活性化に向けた取組」と定義する。課題解決支援サービスによって、地域の人々は、図書館が持つ資料や情報を用いて、課題解決に必要な調査研究を行うことができる。それによって、地域の課題解決を進めることができ、地域の課題を解決することによって、地域を活性化することができる。このようにして、図書館は地域に寄与することが

できる。

それ以外にも、地域との結びつきが考えられる。第一に、図書館は、非常に多くの人々が利用し、集客力を持つところから、特に都市中心部の活性化、「にぎわい」の創出に寄与することができる。第二に、図書館に関しては、図書館づくりの運動、図書館設置後のボランティア活動、友の会活動、生涯学習の成果の発表活動等、住民の自主的な活動が行われる。

このように、図書館は、地域の課題解決を支援するとともに、地域の中心となり、住民の主体的な活動の場となることによって、「まちづくり」に寄与することができる。

3

新しい図書館を創造するために

このような意味で、図書館は、地域の知的インフラ、知的社会資本の役割を果たすことができ、地域の振興を進めるための有効な手段となることができる。このような図書館は、教育委員会だけでなく、自治体の企画部門をはじめとするすべての部局や職員に密接な関係があるため、積極的な行政施策を行う価値がある。

(1) 図書館の経営

図書館を効果的に運営するには一定の投資が必要である。一般に、課題解決支援サービスの実践例に挙げられる自治体は、財政力があり、図書館の職員や資料や施設が充実していることが多い。しかし、このような条件が不十分でも、その規模や資源に応じて、効率的なサービスを行うことができるはずである。

これまで述べてきた新しい取組にもかかわらず、地方公共団体の財政の悪化に伴い、図書館はさらに合理化を求められている。図書館サービスの改革の要因となった地方公共団体の財政危機が、同時に図書館サービスの足元を揺るがしており、図書館改革も困難な状況にある。図書館改革さえ唱えていれば、現状を打開できるわけではない。

このような図書館サービスを行うには、そのための図書館経営が重要である。合理化の方法や職員の意識改革の在り方によって、図書館の様相は大きく異なってくるため、図書館経営においても、新しい試みが必要である。

第一に、図書館では、企画業務が非常に重要になってきているため、企画担当者を配置することである。多くの図書館で、近年、企画担当が置かれている。

第二に、日本の公共図書館には、自治体によって、大きな格差があるため、過大な目標を立てることなく、既存の資源で最大限達成可能な目標を設定することである。この点では、経験豊富な図書館関係者のアドバイスが必要である。

第三に、これまでの貸出サービスと新しいサービスのバランスを保つことである。図書館サービスは、従来の貸出サービスと課題解決支援サービスの「二本立て」でなければならない。図書館の役割は多様であり、読書による人々の豊かな心や人間性の涵養は欠くことができない。また、課題解決支援サービスのためにも貸出サービスは必要である。

新しいサービスに関する文献では、新しいサービスが強調され、それに傾斜しがちであるため、従来のサービスとのバランスを保つよう注意する必要がある。

第四に、業務の効率化のためには、インターネット等のIT技術をフルに活用することが必要である。図書館職員の仕事では、従来と比べて、企画立案、調査、連絡調整、情報発信等のデスクワークの比率が高まっているため、IT化の意義は非常に大きい。

(2) 図書館の予算と職員

このような経営を実行できる職員と予算が必要である。

第一に、図書館改革をリードできる意欲的で有能な図書館長を配置することである。事務系館長には、「図書館がわかる」ようになるための学習や研修が不可欠である。文部科学省等の共催する

新任図書館長研修の受講が効果的である。

第二に、図書館専門職員を確保することである。現在の一般的な考え方は、「専門的な業務を正規の専門職員が担当し、専門的でない単純な業務を非正規職員が担当する」方法である。ただし、各自治体の財政事情のため、それぞれの業務の範囲は、必ずしもその考え方に沿ったものとはならない場合がある。

正規職員の専門職員が十分確保できない場合は、司書資格を持つ非常勤職員や嘱託等の職員の活用が重要である。研修や待遇改善によって、働きがいのある、知識や経験を蓄積できる職場とすることが必要である。

第三に、予算と資金の獲得のための工夫が必要である。予算獲得のための戦略を立て、自治体の他部局との連携、地域の関係機関・団体との連携・協力によって、予算獲得に対する支持を獲得し、寄附等の資金援助を得ることが必要である。

(3) 図書館に関する学習のための情報

図書館を改革するには、図書館に関する学習が必要である。図書館に関する教科書的な出版物は多いが、図書館改革に関する出版物は多いとはいえない。特に図書館関係の雑誌には、今なお貸出中心サービスを主張する記事がよく掲載されているため、図書館改革に関する情報収集のチャンネルを確立しておく必要がある。

第一に、先進的な公共図書館のウェブサイトを活用することである。各図書館は、ウェブサイトで情報の発信に努めているため、情報収集は容易である。特に、鳥取県立図書館、東京都立図書館、大阪市立図書館をはじめとする図書館改革に取り組んでいる図書館のウェブサイトが便利で、新しいサービスや考え方を学ぶことができる。このほか、国立国会図書館、ビジネス支援図書館推進協議会等のウェブサイトも役に立つ。

第二に、雑誌記事、新聞記事を活用することである。雑誌記事の探索には、国立情報学研究所(NII)の「CiNii(NII論文情報ナビゲータ)」⁹⁾を活用すると、各大学図書館の機関リ

ポジトリに登録されている雑誌記事の全文デジタルデータを容易に入手できる。また、国立国会図書館の「雑誌記事索引」を検索して、必要な記事のコピーサービスを依頼することができる⁴⁰⁾。新聞記事の収集に際しては、新聞記事データベースの利用が効果的である。

第三に、各種の研修会の情報を活用することである。文部科学省等主催の新任図書館長研修は、インターネットで全国に配信されており、コンテンツの一部が国立教育政策研究所社会教育実践研究センターのウェブサイト⁴¹⁾で公開されている。国立国会図書館もeラーニングによる研修を行っている。明治大学や八州学園大学の司書課程等の授業は、eラーニングによって、地方においても受講することができる。このように、研修機関側も受講する側も、最近の技術革新をフルに活用することが求められる。

4

おわりに

先進的な公共図書館の事例からは、公共図書館が「まちづくり」に対し、さまざまな形で貢献し地域を活性化している姿が浮かび上がってくる。先進的な公共図書館の数がまだ少ない現状では、優れた公共図書館の事例を見出し、それを参考として、各自治体や図書館の資源や力量に応じた目標を定め、それに適した運営方法を取ることが重要である。特に、単なる減量経営を避け、政策的な対応を行うことが重要であり、その点で、自治体の企画担当者の図書館に対する理解が求められている。

■参考文献

- (1) 文部科学省「図書館の振興」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/index.htm
- (2) ビジネス支援図書館推進協議会
<http://www.business-library.jp/index.html>
- (3) これからの図書館の在り方検討協力者会議
『これからの図書館像—地域を支える情報拠点をめざして—(報告)』http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm
(注1参照)
- (4) 『これからの図書館像』の実現プロセスを論じた資料として、次のものがある。
葉袋秀樹「『これからの図書館像』を実現するために—図書館改革の考え方と方法—」2008.12、40 p.
<https://www.tulips.tsukuba.ac.jp/dspace/handle/2241/101242>
- (5) 『AVCCライブラリーレポート』2006—2007、高度映像情報センター、2006~2007、2冊
『デジタルライブラリーの環境整備に関する調査研究事業報告書』2000—2005、高度映像情報センター、2000~2005、6冊
<http://www.avcc.or.jp/c-chosa/c-01/c-01.html>
- (6) 鳥取県立図書館『鳥取県立図書館の目指す図書館像』2006、19 p. <http://www.library.pref.tottori.jp/mission/saisyu.pdf>
- (7) 福島県立図書館『県民を支える図書館 アクションプラン』2008、17 p.
<http://www.library.fks.ed.jp/ippan/tosyokanannai/akusyon/akusyon.html>
- (8) 鳥取県立図書館「図書館で夢を実現しました大賞」
http://www.library.pref.tottori.jp/business/yumezitugentaisyo_2008_02.html
- (9) 国立情報学研究所「C i N ii : N II 論文情報ナビゲータ [サイニィ]」<http://ci.nii.ac.jp/>
- (10) 国立国会図書館「NDL-OPAC 国立国会図書館蔵書検索・申込システム」
<http://opac.ndl.go.jp/index.html>
- (11) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「学習コンテンツ図書館関係職員研修」
http://www.nier.go.jp/jissen/gakusyu/tosyokan_gakusyu_top.htm